

## 社会福祉法人成寿会 役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成寿会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- (3) 監事については、監事監査への出席の場合は報酬と費用弁償を支給する。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員の報酬については、総額で13,800,000円の額を超えない範囲で支給する。

### (非常勤役員等の費用弁償)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 費用弁償については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (職員賞与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。ただし、休日に当該会議に出席した場合は、費用弁償を支給するものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 当月分を翌月30日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第3条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。

- (1) 1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の費用弁償)

(1) 評議員

	報酬	費用弁償
評議員会への出席	0円	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円	5,000円

(2) 理事

	報酬	費用弁償
理事会等会議への出席	0円	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円	5,000円

(3) 監事

	報酬	費用弁償
監事監査への出席	50,000円	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	0円	5,000円